

奈良県告示第二十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、倉橋溜池土地改良区の役員が次のとおり就任した旨、同土地改良区から届出があつた。

平成二十一年四月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

就任役員の役名、氏名及び住所

理事 中村 隆一 磯城郡田原本町大字唐古八一

〃 西浦 正嗣 〃 大字味間七八三